

佐賀県人事委員会訓令第 1 号

事務局

佐賀県人事委員会事務局処務規程（昭和62年佐賀県人事委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 18 日

佐賀県人事委員会委員長 内 田 信 子

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
別表（第 3 条関係） 1 ～ 6 略 7 措置要求書の補正に関すること。 8 ～ 53 略	別表（第 3 条関係） 1 ～ 6 略 7 <u>措置要求規則第 3 条第 2 項の規定による</u> 措置要求書の補正 に関すること。 8 ～ 53 略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。